



◆市販薬で税控除を受けられる場合があります

セルフメディケーション税制を ご活用ください

平成29年1月より、市販薬（大衆薬）の一部について、年間の購入額が1万2,000円を超えた場合に確定申告すると、税金が戻ってくる制度「セルフメディケーション税制」が始まっています。

セルフメディケーションって？

セルフメディケーションとは、世界保健機関（WHO）によると、「自身の健康に責任を持ち、軽度なからだの不調は自分で手当てすること」をいいます。これは、自分で日ごろの健康状態のチェックや管理を行ったり、ドラッグストアの薬剤師等のアドバイスで市販薬を上手に利用して、自らが手当を行うことです。

こうしたことは医療機関にかかる医療費の減少はもちろんのこと、毎日の健康管理や維持につながります。

対象になる市販薬って？

セルフメディケーション

税 控除 対象

このマークが目印です

対象の薬には、パッケージなどに上記のマークが表示されいたり、レシートなどに対象を表わす印がついていることがあります。また、厚生労働省のホームページでは、

具体的な対象製品名を確認できます。

利用できる人は？

左記の3つすべてに該当している方です。

- ① 所得税や住民税を納めている
- ② 1～12月の1年間に、左記のいずれかの一定の取り組みを行った方。
 - 定期健康診断やがん検診等の受診
 - インフルエンザ予防接種
- ③ 1～12月の1年間で、対象となる市販薬を1万2,000円以上購入している（扶養家族分の合算可）

いつから利用できる？

平成29年分の確定申告から適用になります。申告時には、市販薬を購入したときのレシートや領収書、また、定期健康診断等の領収書もしくは結果通知表（コピー可）や、インフルエンザ予防接種の領収書もしくは予防接種済証なども必要です。確定申告の具体的な手続きについては、お近くの税務署にご確認ください。

いくら戻ってくる？

例 所得税率20%の人が、対象となる市販薬を年間5万円分購入した場合

$(5万円 - 1万2,000円) \times 20\% = 7,600円$
が戻ってきます。

さらに、翌年度の住民税分として、
 $(5万円 - 1万2,000円) \times 10\% = 3,800円$
が戻ってきます。

● 控除の上限は8万8,000円（10万円分の購入）

